

市長	局長	次長	次長補佐	係長	係

令和8年3月31日

流山市議会議員

石原修治

様

交付議員名

阿部治正

流山市議会政務活動費収支報告書

流山市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第3項の規定により、令和7年度政務活動費に係る収支を下記のとおり報告します。

記

1 収 入

流山市議会政務活動費

480,000円

2 支 出

項 目	金 額	内 訳
調 査 研 究 費	0円	
研 修 費	0円	
広 報 費	143,530円	『市政報告』（議会報告）
広 聴 費	0円	
資 料 作 成 費	1,455円	コピー代
資 料 購 入 費	64,240円	『ディーファイル』購入費
人 件 費	0円	
事 務 所 費	0円	
その他の経費	0円	
合 計	209,225円	

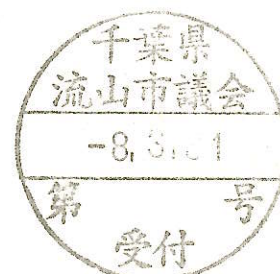
3 自己負担金

0円

※支出が収入を上回った場合は、その差額は議員の自己負担となります。

4 返 納 額

270,775円



広報費

広報費支出合計

143,530円

年月日	内 容	金 額	領収書 番号	備 考
R7.4.7	『市政報告』2025年春号印刷代	33,410円	1	印刷代66820円の2分の1(届先追加料金1570円は折込業者への送料)
R7.4.21	『市政報告』2025年春号の折込代	46,665円	2	折込ポスティング代93331円の2分の1
R7.7.29	『市政報告』2025年夏号印刷代	31,115円	3	印刷代62230円の2分の1(届先追加料金1570円は折込業者への送料)
R7.8.4	『市政報告』2025年夏号の折込代	32,340円	4	折込ポスティング代64680円の2分の1

領 収 書

2025年4月7日

阿部治正様

¥66,820 -

但し：『市政報告』2025年春号として
(注文番号:20250407-1850)

クレジットカードにてお支払い

プリントネット株式会社
〒892-0835
鹿児島県鹿児島市城南町10番7
電話番号：050-3539-5210
登録番号：T9340001008231



$$66,820 \times \frac{1}{2} = 33,410 \text{円}$$

請求書

〒270-0161
千葉県流山市鰯ヶ崎1479-31

阿部治正 御中

2025年04月07日 No.8882616 (1/1)

印刷通販プリントネット

登録番号 T9340001008231

運営会社

プリントネット株式会社

代表取締役 小田原 洋一

〒892-0835 鹿児島県鹿児島市城南町10番7

TEL: 050-3539-5210 FAX: 099-248-9640

(振込口座)

(振込名義)

いつもご利用ありがとうございます。

下記の通りご請求申し上げます。

※お振込み手数料は、お客様のご負担でお願い致します。

売上額(税抜)	消費税(10%)	税込売上額	ポイント利用	税込請求額
60,745	6,075	66,820	0	66,820

日付	注文番号	商品タイトル	部数	金額(税抜)	消費税※	金額(税込)	摘要
04/07	20250407-1850-001	【A3フライヤー・チラシ印刷】 『市政報告』2025年春号 サイズ:A3/紙質:マット70kg/納期:4営業日/印刷 色数:両面1色/表面:モノクロ1色/裏面:モノクロ1 色/オプション:PDF/x1-a/オプション:二 ツ折り(基本料金840円+@0.64円(1枚))+1営 業日/オプション:オペレーターにデータチェック を依頼する/オプション:表面カラー(K:ブラッ ク)/オプション:裏面カラー(K:ブラック) 支払方法:クレジットカード 25/04/14着予定 サンプル送付 屈先追加料金	14,000	59,182	5,918	65,100	税率10%
				136	14	150	税率10%
				1,427	143	1,570	税率10%

※注文番号ごとの消費税は参考値でございます。

納品書

〒270-0161
千葉県流山市蟠ヶ崎1479-31

阿部治正 御中

2025年04月14日 No.8882616 (1/1)

印刷通販プリントネット

登録番号 T9340001008231

運営会社

プリントネット株式会社

代表取締役 小田原 洋一

〒892-0835 鹿児島県鹿児島市城南町10番7

TEL: 050-3539-5210 FAX: 099-248-9640

いつもご利用ありがとうございます。

下記の通り納品致しましたのでご査収ください。

売上額(税抜)	消費税(10%)	税込売上額	ポイント利用	税込請求額
60,745	6,075	66,820	0	66,820

日付	注文番号	商品タイトル	部数	金額(税抜)	消費税※	金額(税込)	摘要
04/07	20250407-1850-001	【A3フライヤー・チラシ印刷】 『市政報告』2025年春号 サイズ:A3/紙質:マット70kg/納期:4営業日/印刷 色数:両面1色/表面:モノクロ1色/裏面:モノクロ1 色/オプション:PDF/x1-a/オプション:二 ツ折り(基本料金840円+@0.64円(1枚))+1営 業日/オプション:オペレーターにデータチェック を依頼する/オプション:表面カラー(K:ブラッ ク)/オプション:裏面カラー(K:ブラック) 支払方法:クレジットカード 25/04/14着予定 サンプル送付 届先追加料金	14,000	59,182	5,918	65,100	税率10%
				136	14	150	税率10%
				1,427	143	1,570	税率10%

※注文番号ごとの消費税は参考値でございます。

領 収 証

流山市議会議員

様

No. 333488

金 額

阿部はるま

¥93,331-

内 訳

但 4/8号チラシ併配代として

現

¥93,331-

2025年4月21日 上記正に領収いたしました

小切手

株式会社 地域新聞社

〒276-0020

千葉県八千代市勝田台北1-11-16 5F

□本社 TEL.047(485)1100

消費税額等(10%)

¥9,485-

登録番号: T6040001020962

『阿部はるまの政策報告』2025年春号 18,000部
ホスティング代として $93,331 \times \frac{1}{2} = 46,665$

千葉県流山市鱈ヶ崎1479-31

お客様コード: 0000071916

2025年04月30日

締切分

2025/04/14

發行

276 - 0020

PAGE - (1 / 1)

千葉県八千代市勝田台北1-11-16

VH勝田台ビル5F

株式会社 地域新聞社

TEL : 047 - 485 - 4403

FAX : 047 - 486 - 0919

登録番号: T6040001020962

毎度ありがとうございます。

今回御請求額

＜お振込先＞お振込の際は下記の口座へお支払期日までにお願ひ致します。お振込手数料はお客様のご負担にてお願ひ致します。

お支払期日: 2025年05月31日

180080189081

ふるさと納税制度は矛盾だらけ！

高所得者に有利で納税意識と行政を歪めるだけ



3月議会で「ふるさと納税」と「子どもの権利条例」について質問しました。そのうちの「ふるさと納税制度」部分の要点を報告します。

ふるさと納税制度は適性な納税と行政サービス提供の関係を壊しています。流山市は毎年数億円から10円超えの流出超過です。しかし流出超過だからというのではなく、仮に流入超過となったとしても、この度は徹底的に間違っていることを知るべきです。

「子どもの権利条例」も含め詳しくはぜひ右下のQRコードからご覧ください。

【質問】 2008年に国がふるさと納税制度を施行し、流山市も実施している。しかし、この制度は、発足当初から多くの疑問が提起され、その後も様々な問題を生み出している。そこで以下の点を問う。

- ① 流山市がふるさと納税制度を利用し始めて以降、寄付の流入額と流出額、地方交付税による流出超過の穴埋めはどのように推移しているか。
- ② 返礼品の価値を寄付額の3割以下とするルールが「つけられたが、3割でも高価すぎる」との声がある。
- ③ 所得税や住民税の支払いこそが行政サービスを支えているという応答関係が攪乱され、流入超過・流出超過を問わず納税意識や行政実務に悪影響が生じる。
- ④ ポータルサイトに税が流れる構造を生んでいる。
- ⑤ 所得税などからの控除額は上限2割だとしても、高額所得者はより多くの寄付が可能なので有利となり、所得税などの累進制度も形骸化させる。
- ⑥ 税の流出超過分の75%までを地方交付税で補填する仕組みは、そもそも地方交付税の趣旨に反している。
- ⑦ 総じて、ふるさと納税制度は税制、行政、住民意識にモラルハザードを生じさせざるを得ない。以上の問題点について、当局はどのように考えるか。

【答弁】 ① この5年間は流出が大幅超過し、国からの巨額の補填を受けている。2019年は流出超過が4億8937万3千円で補填額が4億1089万2千円。2020年は流出超過が6億5千819万円で補填

額が5億2517万円、2021年が流出超過が8億8307万3千円で補填額が6億9151万円。2022年が流出超過額10億9514万円で補填額が8億4924万円。2023年が流出超過額2億2858万円で補填額が9億8681万円だ。



朝の駅頭での市政の報告活動

- ② 自発的意思に基づく無償供与という寄付の精神からの意見と受け止める。
- ③ その影響については市としても注視をしていく。
- ④ 本市としてもポータルサイト業者に使用料を支払っている。
- ⑤ 税制の観点から捉えると、議員指摘のように、所得が高くなるほど返礼品の価値が高くなるため高額所得者ほど有利となり、累進制と相容れない所がある。
- ⑥ 地方交付税は地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、一定の行政サービスを住民に提供する財源を保障するためのもの。ふるさと納税による減収額の75%は国から補填されるが、25%は減収となり、減収が多くなるほど市の財政に影響を及ぼす。
- ⑦ 制度制定の趣旨から逸脱することなく適切に事業を行っていく。

【阿部の意見】 ふるさと納税は、制度自体が納税と行政の原則から逸脱をしているのであり、適切な実施では問題は解決しないと認識すべきだ。

【再質問】 本来の寄付の意義や納税の意識を歪める弊害について、市も市民に伝えていくべきではないか。

【答弁】 ふるさと納税の影響について『公報ながれやま』などで知らせてきたが、その内容や方法については工夫をしていく。



ふるさと納税



子どもの権利

暮らしと防災の充実を 不要な支出やめ市民生活優先せよ

2025年度
予算に反対

阿部政治正は、第1回定例会（2月20日～24日）の最終日に2025年度の予算への討論を行いました。大きな課題に即して要旨をご紹介します。詳しくは右のQRコードを。

●「3・11」を風化させざる！地震と原子力災害への備えを！

まず、主要事業で「1. 安心・安全で快適に暮らせるまち」として括られている事業について、防災では多様な配給のアレルギーマッチ食品、子ども・大人の紙おむつや衛生用品、段ボール・折り畳みベッド等の備蓄や資機材整備。救急では日動救急隊の運用開始。これらは評価します。

しかし私が以前から指摘している問題は手つかずのままです。流山市民が経験した戦後最大の災害のひとつは、東日本大震災、それに伴う原子力災害でした。

流山は福島原発から200キロも離れていますが、極めて高いレベルの放射能でまわ全体が汚染されました。同じく、それ以上のことが起きた時、市民を守る体制の立ち上げは市の責任です。

流山から100キロしか離れていない茨城県東海村の原発の再稼働が議論されています。再稼働が押しとどめられたとしても、施設内には大量の使用済み核燃料や新燃料が、燃料貯蔵プール、乾式キャスクという極めて脆弱な方法で保管されています。地震や電力喪失に極めて弱く、そもそも長期管理を想定おらず、震度6、震度7の地震に耐えられる保証の限りではありません。

起こり得る地震の被害に目をむつむつはいけなという戒めは、流山市にとっては、同時に放制能災害から目をそらすなということの意味でもあります。流山市が、3・11の地震と原子力災害を風化させる、その先頭を走らうであってはいけなと強く警鐘を鳴らします。

●職員の奮闘にも関わらず介護制度は危機を深めている

「2. 生きがいを持って健康・長寿に暮らせるま



子育て・教育 高齢者支援に真剣な取り組みを

は来訪者数、経済的効果などでの一定以上のボリュームが不可欠です。本町・利根運河は文化や景観の面で誇るべきものを持っています。ツリーズムの舞台として、全国で成功事例が数多くある、全国的な要素、際立った特性を持っているわけではあります。



市民にとつての魅力のあるまちは、医療や介護サービスがきちんと届けられ、保育所や学童や学校で生き生きと遊び育つことができるなど、そしてそれらのことに誇りを持てるまちなことです。ツリーズムの成否を気に病まなければならなまちはありません。

●福祉分野の市職員のがんばりに応える市の体制充実を



「5. 誰もが自分らしく暮らせるまち」につ

いて。中部・東部・南部の地域包括支援センターの職員増員。障がい者の働く場の確保や就労スキルの向上のための「チャレンジオフィス」なげや「ま」開設。生きづらさ包括支援事業として、制度の狭間や分野にまたがる支援ニーズのため連携体制推進、「よりよいサポートセンター」と連携したアウトリーチ型の支援等を、積極的に評価します。

流山市の福祉施策への取り組みは、他自治体と比べてそれ色のないレベルだとは思いますが、しかしこのことは、何よりも担当部署の地道で熱心な取り組みでなんとか支えられているのが実情で、これは現場の職員自身がもともと痛切に感じている事です。人としての尊厳に値する処遇を求めている当事者とそのご家族の立場に立てば、現状にとまらなければいけません。

●「要配慮児童」の教育は分離主義・隔離主義を克服する努力を

次に「6. こどもをみんなで育むまち」について。前項5「誰もが自分らしく暮らせるまち」の事業

と合わせての指摘です。民間保育園における看護師配置の補助額の増額。学習支援の対象を中学校1年生まで拡大。養育費確保等のため公正証書作成の助成。ひろは型の地域子育て支援拠点を保育所以外の身近な場所での設置。こども・若者の居場所づくりを推進。学

校施設の老朽化対策として、江戸川台小学校をリニューアル工事、東小の学校のリニューアルに向け施設整備事業などは評価します。

ここでは、国の政策の間違いによって引き起こされている保育労働者の低賃金と低処遇の問題について述べなければなりません。市が幾つかの低処遇緩和策をとっていることは分かっていますが、それでもやはり大きな限界があります。保育士の低賃金や低処遇を無くすために、市としてできる限りのことをさらにに行わなければならないだけでなく、国に対して政策転換を強く求めていく必要があります。

また、障がい児・医療的ケア児など「すべての要配慮児童に対する手厚い施策」を行うとされていますが、そもそも日本の障がい児・障がい者施策が、国連からは分離主義・隔離主義だと厳しく批判されていることから目をそらすはなりません。まず分離をした上で、その後で交流をしようという考え方は限界があるだけでなく、そもそも出発点

●「多様なニーズを的確に把握し、必要を精査した予算」とは言えず

最後に、市長が「予算編成方針」の中で強調している、「多様な市民ニーズを、的確に把握した、必要を精査した、予算指」に本町や利根運河のツリーズム事業を始め、以上指摘したいくつかの重要で深刻な問題点をみる限り、はなはだ疑問だと云わざるを得ません。



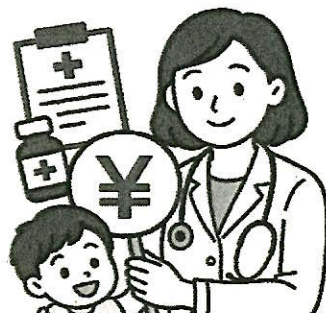
賛成 22 反対 5



3月市議会で阿部治正が行った4つの討論のうちの2つの討論の要旨をご紹介します。

第一に、は、医療アクセスが促進され、健康への好影響。つまり早期受診・早期治療が進み、

贊成 6 反對 21



議会議選出監査委員
廃止の陳情書
市民のチェックを支援する仕組みづくりも

中立性や客観性については、議会選出の監査委員の場合には、識見委員以上に厳しい視線が注がれていることも事実です。これまでの流山市の議会専任委員の評価とは別に、今後の監査委員会に求められる役割という観点から見れば、やはり監査委員を議会から専任することは、そろそろやめるべきです。

何よりも重要な点は、監査委員会が出した監査結果・意見書・勧告などに対する市民の側からの二重三重のチェックです。そのため、の仕組みとして、すでにいくつかの自治体で次のような仕組みも実現されています。専門的に過ぎる公開情報の要約やダイジェスト版の提供、住民監査請求が求められた時の相談受付と支援、市民公募型の外部評価機関の設置など。こうした取組を支持する立場から、陳情に賛成します。賛成8 反対19

3

領 収 書

2025年7月29日

阿部治正様

¥62,230 -

但し：『市政報告』2025年夏号印刷代として
(注文番号:20250729-1443)

プリントネット株式会社
〒892-0835

鹿児島県鹿児島市城南町10番7

電話番号：099-3539-5210

登録番号：T934009190823

クレジットカードにてお支払い



$$62,230 \times \frac{1}{2} = 31,115 \text{ A}$$

請 求 書

〒270-0161
千葉県流山市鰯ヶ崎1479-31

阿部治正 御中

2025年07月29日 No.9093230 (1/2)

印刷通販プリントネット

登録番号 T9340001008231

運営会社

プリントネット株式会社

代表取締役 小田原 洋一

〒892-0835 鹿児島県鹿児島市城南町10番7

TEL: 050-3539-5210 FAX: 099-248-9640

(振込口座)

(振込名義)

いつもご利用ありがとうございます。

下記の通りご請求申し上げます。

※お振込み手数料は、お客様のご負担でお願い致します。

売上額(税抜)	消費税(10%)	税込売上額	ポイント利用	税込請求額
56,573	5,657	62,230	0	62,230

日付	注文番号	商品タイトル	部数	金額(税抜)	消費税※	金額(税込)	摘要
07/29	20250729-1443-001	【A3フライヤー・チラシ印刷】 『市政報告』25年夏号 サイズ:A3/紙質:マット70kg/納期:5営業日/印刷 色数:両面1色/表面:モノクロ1色/裏面:モノクロ1 色/オプション:オペレーターにデータチェックを 依頼する/オプション:二ツ折り(基本料金840円+ @0.64円(1枚))+1営業日/オプション:PDF /x1-a 支払方法:クレジットカード 25/08/05着予定	14,000	56,573	5,657	62,230	税率10%

※注文番号ごとの消費税は参考値でございます。

納品書

〒270-0161
千葉県流山市蟹ヶ崎1479-31

阿部治正 御中

2025年08月05日 No.9093230 (2/2)

印刷通販プリントネット

登録番号 T9340001008231

運営会社

プリントネット株式会社

代表取締役 小田原 洋一

〒892-0835 鹿児島県鹿児島市城南町10番7

TEL: 050-3539-5210 FAX: 099-248-9640



いつもご利用ありがとうございます。
下記の通り納品致しましたのでご査取ください。

売上額(税抜)	消費税(10%)	税込売上額	ポイント利用	税込請求額
56,573	5,657	62,230	0	62,230

日付	注文番号	商品タイトル	部数	金額(税抜)	消費税※	金額(税込)	摘要
07/29	20250729-1443-001	【A3フライヤー・チラシ印刷】 『市政報告』25年夏号 サイズ:A3/紙質:マット70kg/納期:5営業日/印刷 色数:両面1色/表面:モノクロ1色/裏面:モノクロ1 色/オプション:オペレーターにデータチェックを 依頼する/オプション:二ツ折り(基本料金840円+ @0.64円(1枚))+1営業日/オプション:PDF /x1-a 支払方法:クレジットカード 25/08/05着予定	14,000	56,573	5,657	62,230	税率10%

※注文番号ごとの消費税は参考値でございます。

(10%対象) 小 計	消 費 税 (10%)	合 計
58,800円	5,880円	64,680円

第2回
定例会
の報告

困難を抱える女性への支援の拡充を

来所や申請を待たず市からの積極的アプローチを

陳情 10 号への 賛成討論



陳情 10 号▲

●これまでの市の施策を踏まえそのさらなる充実を

国における「困難女性支援法」の制定を受け、流山市でも女性支援の拡充とよりきめ細かな施策が求められています。

流山市はこれまでも、男女共同参画計画、地域福祉計画、こども計画、DV対策計画、そして重層的支援計画等々を策定し、現場の職員の皆さんの真摯な努力で事業が進められてきました。

しかしそれらの多くは、国が「困難女性支援法」を制定する以前に始まった事業です。いま求められているのは、市の施策を「困難女性支援法」が求める内容に近づけていくことです。

●旧い制度に縛られず困難を抱える女性を最優先に

「困難女性支援法」が、流山市が行ってきた事業と、理念や精神の点で大きく異なっているということではありません。しかし支援法には明らかな飛躍点があります。

ひとつは、対象者の定義の転換です。対象者が制度要件を満たしているかどうかではなく、実際に困難を抱えて困っているかどうかを中心に置きます。従前の制度では、DV 被害者、母子家庭等々、「制度で定義された対象者」が想定されていましたが、支援法ではそれらの制度要件を満たさなくても、現に困難を抱えている事実を根拠にした支援がめざされます。

また、支援の「入口」も革新されました。これまでは、来所型・申請型が主流でしたが、支援法では、本人が制度にたどり着けない場合を前提とした「積極的アプローチ」が推奨されています。アウトリー



朝の駅頭での市政報告の活動

チ（手を伸ばす支援）・SNS 対応・居場所づくりなどです。

さらに支援法では、ジェンダー視点と多様性尊重の考え方が組み込まれました。男女平等や子育て支援など「一般施策」から見るだけでなく、女性特有の困難、これには性的搾取、性被害、出産困難、母性剥奪等々が例示されていますが、それが構造的に捉えられて、LGBTQ、外国籍、障害等も明確に対象化しています。

●求められる自治体の積極的役割と柔軟性

市町村などの位置づけも違ってきます。これまでは都道府県が主、市町村は補完的な位置づけでした。しかし支援法では、市町村に「地域の実情に応じた施策を実施するよう努める」として、地域実施主体としての役割を明記しました。基礎自治体の取り組みが「努力義務」であるのは事実ですが、他方でその積極的な取り組みと、柔軟な対応への強い期待が込められた制度となっています。

流山市がこれまで取り組んできた福祉実践を継承しつつ、それをさらに飛躍させる契機として、この支援法を活かすべき。それは何よりも現場の職員さんたち自身も望んでいる事だと考えて、陳情 10 号に賛成を表明します。（賛成 12 反対 15）

25年6月市議
会一般質問・
答弁(要旨)

迫る災害に市は万全の対策を いのち奪う台風・水害・熱中症

大型化する台風・水害からいのちを守るにはどうするか

●江戸川水系の弱点を補強する工事が進む

【質問】 国が大規模台風の首都圏直撃が予測される場合の広域避難計画モデルを公表した。流山市も緊急避難場所などの多くが浸水想定区域内にある点は東京都と共通。

2019年の台風19号の時、江戸川水系で氾濫注意水位と氾濫危険水位を超えた観測所はそれぞれ何箇所あったか。

【答弁】 氾濫注意水位を超えたのは、西関宿観測所、野田観測所、松戸観測所の3箇所。氾濫危険水位を超えた箇所は無し。国交省江戸川河川事務所では、「江戸川河川整備計画」に基づき、堤防の拡幅や河道の掘削をし水位の安定化を図っている。



●マイ・タイムラインでしっかり事前準備、応用力の涵養も

【質問】 避難先は、浸水想定区域以外の指定避難所、浸水想定区域内にある市と協定を締結した民間施設等と具体的に定められており、これは重要な目安。もうひとつ重要なことは一人ひとりの市民が自分の置かれた状況を読み解いて行動に繋げる判断力の涵養と考えるがどうか。

【答弁】 一人ひとりの市民が自分の置かれた状況を読み解いて行動する判断力は重要。

台風などの予想できる災害に対しては、事前に自分が住む場所の水害リスクを知り、取るべき行動をあらかじめ時系列的に整理しておく「マイ・タイムライン」の作成が有効。避難経路の確認、非常持ち出し品の準備、避難先の選定などの行動計画をたて、いざというときに冷静に行動できる。危険度が高くな

る前の、安全な場所への避難が重要。「垂直避難」はあくまで緊急時の最後の行動。協定を結んだ民間施設は「命を守る」を目的とした緊急的な施設。明るいうち、暴風雨の前、早めに安全な場所への移動を周知していく。

【指摘・要望】 「判断力が重要」だからこそ、それを伸ばす「涵養」が必要。京大防災研究所教授の矢守克也さんが提唱する「避難学」は、実際の避難では「想定通り」でないことが起きる、だから「予定通りのその先」が大事と言う。「応用問題に対応できる判断能力」を伸ばす「涵養」も重要だと指摘していく。

●吹っ飛ぶ建設現場の仮設トイレやコンパネ、どうする！

【質問】 台風19号の際には、建設現場の仮設トイレが風で飛んで道路をふさぎ、コンパネなどが道路上に散乱。人や物の被害、衛生面の問題も生じ得る事態。以前に議会で取り上げたが、「市には権限がない」との答弁。対策の必要が明白な事態だと思うがどうか。

【答弁】 2019年の第4回定例会で答えたように、市は民間工事の施工者に現場管理を指導する権限はないが、市のHPでそれらの飛散防止などに対する注意啓発をしていく。民間工事現場からの資材や民間所有地からの倒木が、安全な交通の支障になった場合は、応急的な対応を市が実施している。

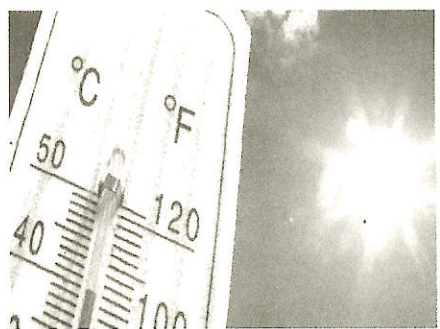
【指摘・要望】 「応急的な対応は市が実施」とのことだが、台風19号の際には2日間くらいは放置されていた。市民が建設会社に電話



をしたがつながらない、担当者が出社していない等々の返事で、結局はコンパネなどは地域住民が撤去した。仮設トイレは強風対策が十分になされていない。HPで注意啓発というだけでなく、権限ある機関を通じて事業者に対応を求めるなどのことをするべきだ。

●熱中症対策怠った責任者は拘禁刑か 50 万円以下の罰金

【質問】 職場で熱中症の死者が増えていることから、今年6月1日から適切な対策を講じる



ことが義務づけられた。内容は①自覚症状やその疑いのある人が出た時の緊急連絡先・担当者などの体制整備を事業所ごとに定める②作業からの離脱、身体の冷却、医療機関への搬送など重症化防止のための手順を事業所ごとに定める③対策の内容を作業者に周知する等々だ。対象はWBGT(暑さ指数)28以上か、気温31度以上の環境下で連続1時間以上または1日4時間を超える作業。対策を怠った場合、6月以下の拘禁刑、または50万円以下の罰金が科される可能性がある。

そこで以下のことを問う。市の職場における対策をどのように講じているか。委託職場の対策実施をどのようにチェックしているか。

【答弁】 5月23日付で「職場の熱中症予防の徹底について」の通知を出した。代表的な症状や予防方法、症状確認時の確認手順のリーフレット作成と活用への促し、連絡体制の確認と必要に応じた見直しを通知した。

クリーンセンターでは温度計及びWBGT測定機の設置、事務室内での緊急時連絡フロー及び病院や消防等の連絡先貼り出し、巨大扇風機やスポットエアコンなどの設置、保健師を招いて予防方法に関する講習会を実施。運

転管理業務の委託先の社員も、毎朝、所長及び副所長同席の下、ミーティングを実施。

道路管理課の機動班では、医療機関の連絡先を明示した緊急連絡網を班員及び所属長等の間で共有、朝礼をし環境省のサイトで当日の暑さ指数を確認し、経口補水液や塩分タブレットを用意するなどの対応。

給食調理場を含む各学校では、体制整備や連絡先リストの周知のほか、全調理場、体育館及び各普通教室にエアコンを設置、調理場や職員室、校庭、体育館棟で気温や湿度等を計り、基準値を超えた場合は屋外活動の停止などの対応。

保育所では、緊急時の所長への報告体制を構築し、休息の設置、水筒持参、外遊びやお昼寝の時間等の気温、湿度等を測定し、データは3年間分記録保存する。

委託管理している公園や街路樹等では、委託先の安全管理組織表から熱中症の対策が構築されていること、委託先の作業従事者に対して、緊急時の連絡リストや救護の手順等が周知されていることを市において確認している。



【指摘・要望】「流山市発注契約に係る労働環境の確認に関する要綱」によれば、工事の請負現場に対しても、市は安全衛生法の順守状況についても確認を求めることになっている。「第5条 市は契約の相手方に対する労働環境の調査、改善の指示及び報告の聴取並びに指名停止等の措置を行うことができるものとする」。この観点から、工事請負現場などでも熱中症対策を徹底することを強く要望する。

災害級気温が常態化、古い意識と対策からの脱却を

賛成 ガザ地区の恒久停戦と、 パレスチナ人の平和を 求める発議



▲発議 6 号

パレスチナ人を脅迫と暴力とで追い出したイスラエルの植民地主義こそ原因

ガザなどのパレスチナ人の苦難を一刻も早く無くしたいとの願いから提案された発議として賛成します。一点、意見を述べます。

それは、この発議が、項目1で、「ガザの実効支配勢力によるイスラエル人の解放」と書き、それをイスラエルがガザから早期に完全撤退することと同列に扱っている点と見える点です。

イスラエル人の人質は、解放されるべきです。しかしそれは、実効支配勢力によるイスラエルへの越境攻撃が起きるずっと前からイスラエルがパレスチナ人に行ってきた「行政拘禁」の犠牲者の解放とともに主張されるべきです。

イスラエル当局が「国に脅威を与える人物」だと見なせば、証拠なし、裁判なしで無期限に拘束できる制度の下で、子どもや女性を含む数千人のパレスチナ人が捕らえられたままです。アムネスティ・インターナショナルなど人権団体の報告では、パレスチナの人々は拷問さえ受けています。



イスラエル人が拘束されている事を理由に、イスラエル当局とガザの人々を同列に扱ってしまう、いわゆる「どっちもどっち論」を避けなければならないことは、多くの人が語っています。その一人は、国連事務総長のアントニオ・グテー

レスです。彼は、実効支配勢力の攻撃を非難するイスラエルに対して、毅然として次のように言いました。「それは、イスラエルによるガザの占領や封鎖の文脈から切り離して理解されてはならないことだ」。

イスラエル政府は強く反発しましたが、いまも実際に行われているイスラエルによる、極度に不釣り合いで、残虐極まりないパレスチナ人への軍事攻撃、食料を受け取りに来た人々にさえ砲弾を浴びせる行為。これらの事実を見れば、1947年の強引なイスラエル建国とパレスチナ人追放以降に、あるいはそれ以前から、パレスチナ人に対しどのような残虐行為が続いてきたのか、何がいま国際社会に強く求められていることなのかは、もはや明らかです。

(賛成27 反対0)

マイナンバーの利用などに関する条例の一部を改正する条例

外国人の生活保護を狭める本当の狙いは日本人自身に対する保護適用の縮小



議案 41 号▲

議案についての市の説明は次のようなものでした。

①デジタル庁通知により、自治体ごとに異なっていた情報システムを全国共通の標準仕様に合わせることで、自治体で条例を整備する必要がある。

②「生活に困窮する外国人に対する生活保護に準じた取り扱い」の規定は、総務省令などで「準法定事務」として明文化されたので、自治体の条例から外す。

まず①。国の意図はマイナンバーの利用拡大をさらに広げようというもの。私は公正で信頼できる政府の下でならデジタル技術を行政に生かすことに反対ではありませんが、現在の政府の下では危険だと考えます。

プライバシー権への問題意識が高いヨーロッパ諸国では、日本のマイナンバー法に似た制度を一度は作ったが、今は抑制をかける国、廃止を目指す国もあります。日本でも、個人情報の保護の不十分さ、国による過度な情報の一元的管理と統制への批判が続いています。

つづいて②、外国人に対する生活保護の取り扱いを条例から外す点。これは単に国の法律に基づく運用への移行という話ではなく、これまでは自治体の裁量による人道的運用が可能だった事務が、国の準法定事務化によって難しくなるという問題です。

人権重視の諸外国では、外国人への社会保障福祉給付は「法定の権利」として保障。それらの国々から見れば外国人であるはずの日本人にも、生計困窮などに陥った場合には福祉が提供されます。多くのOECD諸国は、永住者には生活保護が「法定の権利」として与えられていますが、日本ではそれが失われてしまいかねないという問題です。

こうした動きは最初は外国人をスケアプゴートとして始まったとしても、次には日本人の権利縮小を生む危険性が大です。

国による情報管理強化と個人情報の民間企業などへの提供をさらに進めようとするもの。外国人を福祉の対象から排除しようとする動きであり反対です。(賛成 22、反対 5)

次は日本人の番だ



資料作成費

資料作成費支出合計 1,455円

年月日	内 容	金 額	領収書 番号	備 考
R7.11.18	コピー代	1,370円	1	2025年度上半期分
R8.3.18	コピー代	85円	2	2025年度下半期分

1

領 収 書			
納 入 者 名 義 者 （住所・氏名）	〒		
	議員 阿部 治正 様		
納入金種別（摘要）		金 額	
複写機使用料 （上半期分）		（ 0 5 ）	1,370 円
		（ ）	
合 計			1,370
上記の金額を領収しました。			
主管課名		議会事務局	
7	一般	番 号	年 月 日
年度	会計		領 収 印

コピー使用料請求内訳書

令和7年10月30日

阿部 治正 様

流山市議会事務局長 稲澤 玄哉

月	使用枚数	単価 (用紙代含む)	コピー代
	枚	円	円
4	8	5	40
5	0	5	0
6	16	5	80
7	246	5	1,230
8	4	5	20
9	0	5	0
合 計	274	5	1,370

納入通知書兼領収書					
下記のとおり納入してください。					
令和8年3月9日					
流山市長 井崎 義治 ㊟					
(住所・氏名)	〒				
	流山市議会議員 阿部 治正 様				
納入金種別 (摘要)					金額
複写機使用料 (05)					85 円
()					
合 計					85
上記の金額を領収しました。					
主管課名		議会事務局			
7	一般	番 号		年 月 日	
年度	会計			領 収 印	
科 目	款	項	目	節	
	20	05	03	13	

(納入者控)

3-1

コピー使用料請求内訳書

令和8年3月9日

阿部 治正 様

流山市議会事務局長 稲澤 玄哉

月	使用枚数	単価 (用紙代含む)	コピー代
	枚	円	円
10	8	5	40
11	8	5	40
12	1	5	5
1	0	5	0
2	0	5	0
3	0	5	0
合 計	17	5	85

資料購入費
(図書購入費等)

資料購入費支出合計 64,240円

年月日	内 容	金 額	領収書 番号	備 考
R7.6.4	自治体情報誌『ディーファイ ル』2025年度上半期購読料	32,120円	1	
R7.8.27	自治体情報誌『ディーファイ ル』2025年度下半期購読料	32,120円	2	

領収証

金額

流山市議会

No.

社民党 阿部治正 様

¥32,120

但 自治体情報誌「デイファイブ」2025年度上半期購読料

2025年 6 月 4 日 上記正に領収いたしました

内 訳

消費税額等(10%) 2920

〒112-0013 東京都文京区春日1-5-8

イマジン出版株式会社

代表取締役 片岡 幸三

登録番号 T3010001000788

No.

領収証

金額

流山市議会
社民党 阿部治正 様

¥32,120

但 自治体情報誌デイファイブ 2025年12月号購読料と

2025年 8月 27日 上記正に領収いたしました

内 訳

消費税額等(10%) 2920

〒112-0013 東京都文京区音羽1-5-8

イマジン出版株式会社

代表取締役 片岡 幸三

登録番号 T3010001000788

